

「新潟市地区計画の区域内における建築物の制限に関する条例」の概要

名称	もえぎ野地区地区計画
建築物の用途の制限	<p>建築することができる建築物</p> <p>(1) 法別表第2(イ)項に掲げるもの</p> <p>(2) 建築基準法施行令(昭和25年政令第338号。以下「令」という。)第130条の6に規定する工場</p> <p>(3) 令第130条の9第1項の表(2)項及び(3)項に掲げる危険物をそれぞれ同表準住居地域欄に規定する数量以下を貯蔵するもの</p> <p>(4) 事務所(汚物運搬用自動車, 危険物運搬用自動車その他これらに類する自動車で国土交通大臣の指定するもののための駐車施設を同一敷地内に設けて業務を運営するものを除く。)</p> <p>(5) 日用品の販売を主たる目的とする店舗又は食堂若しくは喫茶店</p> <p>(6) 理髪店, 美容院, クリーニング取次店, 質屋, 貸衣装屋, 貸本屋その他これらに類するサービス業を営む店舗</p> <p>(7) 洋服店, 畳屋, 建具屋, 自転車店, 家庭電気器具店その他これらに類するサービス業を営む店舗(原動機を使用する場合にあつては, その出力の合計が0.75kW以下のものに限る。)</p> <p>(8) 学習塾, 華道教室, 囲碁教室その他これらに類する施設</p>
建築物の敷地面積の最低限度	<p>165 m²</p> <p>ただし, 130 m²以上の土地で, 次に掲げるものは, この限りでない。</p> <p>(1) この地区計画に関する都市計画が決定された際, 同一人が使用し又は収益することができる権利を有している連続したすべての土地を, 165 m²以上ごとに分割して生じた残りの土地</p> <p>(2) 土地区画整理事業の換地処分により生じた一筆の土地</p>
壁面の位置の制限	<p>隣地境界線からは1m, 道路境界線からは1.5m。</p> <p>ただし, 軒の高さが3.0m以下の自動車車庫で透視可能なものは, この限りでない。</p>
建築物の高さの制限 (この欄中該当する区域に指示あるものを除き, 地盤面からの高さによる)	<p>12.5mを超えてはならない。</p>
垣又は柵の構造, 高さ, 形状又は材料の制限 (高さは道路面からの高さによる)	<p>道路に面する垣又は柵の構造は, 生垣。</p> <p>ただし, 高さ1m以下のもの又はフェンス等で透視が可能な形状のものは, この限りでない。</p> <p>ただし, 門柱, 門扉その他これに類するものは, この限りでない。(*1)</p>

※用語の説明…建築基準法は「法」, 建築基準法施行令は「令」という。

※地区計画条例による制限の内容の詳細については, 建築行政課へお問い合わせください。

お問い合わせ先 : 新潟市役所 建築行政課 電話:025-226-2849(直通)

*1は, 条例第8条に定められている規定です。